4　前各項に定めるもののほか、標準税率超過率の算定に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第一条中地方税法施行令第五十七条の二の五の次に二条を加える改正規定（同令第五十七条の二の七第一項の表八月の項に係る部分に限る。）を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 八月 | 前年度三月から当該年度七月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額（次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額。以下この表において同じ。）の百分の五・四に相当する額<br>一　都が当該期間内に過誤納に係る法人の行う事業に対する事業税の還付金を歳出予算から支出した場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該期間内に収入した法人の行う事業に対する事業税の額から当該期間内に歳出予算から支出した法人の行う事業に対する事業税の還付金の額（次号及び次項第一号において「還付金支出額」という。）を控除した額<br>二　都が法第七十二条の二十四の七第七項の規定により標準税率を超える税率で事業税を課する場合（当該期間内に収入した法人の行う事業に対する事業税の額（還付金支出額がある場合には、当該還付金支出額を控除した額）から当該額に前年度の標準税率超過率を乗じて得た額に相当する額を控除した額 |

第一条中地方税法施行令第五十七条の二の五の次に二条を加える改正規定（同令第五十七条の二の七第一項の表十二月の項に係る部分に限る。）中「八月」を「当該年度の八月」に改め、同改正規定（同令第五十七条の二の七第一項の表三月の項に係る部分に限る。）中「十二月」を「当該年度の十二月」に改め、同改正規定（同令第五十七条の二の七第二項に係る部分に限る。）を次のように改める。

2　都は、法第七十二条の二十四の七第七項の規定により標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、毎年度、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を上回る場合には第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額の百分の五・四に相当する額を翌年度八月の交付時期に交付すべき額から減額し、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を下回る場合には同号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除した額の百分の五・四に相当する額を当該交付時期に交付すべき額に加算するものとする。

一　前年度三月から当該年度二月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額（還付金支出額がある場合には、当該還付金支出額を控除した額。次号において同じ。）に当該年度の標準税率超過率を乗じて得た額

二　前年度三月から当該年度二月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額に前年度の標準税率超過率を乗じて得た額

第一条中地方税法施行令第五十七条の二の五の次に二条を加える改正規定に次のように加える。

3　第三十五条の四の六第三項から第六項までの規定は、法第七百三十四条第四項の規定により同規定する額を都内の市町村に対し交付する場合について準用する。

第六条のうち地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第二百十条の十の改正規定中「に同条第四項」を「（同法第七十二条の二十四の七第七項の規定により同法第七百三十四条第四項に規定する標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、法人の行う事業に対する事業税の収入額に相当する額から当該額に地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七条の二の六第一項に規定する標準税率超過率を乗じて得た額を控除した額）に同法第七百三十四条第四項」に改める。

附則第一条第四号の三中「第三十五条の四の四の次に二条」を「第三十五条の四の四の次に三条」に改め、「、第四条第二項から第四項まで」を削る。

附則第四条第二項から第四項までを削り、同条第五項を同条第二項とする。

附則第七条第三項中「改正法」を「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下「改正法」という。）」に改め、同条第五項中「、新令」を「、地方税法施行令」に、「（新令」を「（同令」に改める。

附則第八条を次のように改める。

**第八条**　削除

附則第十四条第一項中「収入額に」を「収入額（」に改め、「含む。）」の下に「（」と、「収入額に」とあるのは「収入額（平成三十一年十月一日から平成三十二年三月三十一日までに納付された法人の行う事業に対する事業税の収入額を含む。）」を加え、同条第二項及び第三項中「」額を」の下に「統計法」を加え、「規定する」を「規定する統計法」に改める。

（地方財政法施行令の一部改正）

**第四条**　地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号イ中「石油ガス譲与税」の下に「、自動車重量譲与税」を加える。

附則第九条第一項中「平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度における」を「地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第八十七号。以下「平成三十一年地方税法施行令等改正令」という。）附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十七年度及び平成二十八年度における平成三十一年地方税法施行令等改正令第四条の規定による改正前の」に改め、同条第二項中「平成二十九年度から平成三十一年度までの各年度における」を「平成三十一年地方税法施行令等改正令附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十九年度及び平成三十年度における平成三十一年地方税法施行令等改正令第四条の規定による改正前の」に改め、同条に次の一項を加える。

3　平成三十一年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは「、特定収入見込額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債（次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。）の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは「、特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは「、特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

附則第十条の見出し中「平成二十六年度から平成二十八年度まで」を「平成二十七年度及び平成二十八年度」に改め、同条中「平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度における」を「平成三十一年地方税法施行令等改正令附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十七年度及び平成二十八年度における平成三十一年地方税法施行令等改正令第四条の規定による改正前の」に改め、同条の表第一号イの項中「第八条第一項及び」の下に「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第九条の規定による廃止前の」を「、読み替えられた」の下に「平成二十八年地方税法等改正法附則第三十七条の規定による改正前の」を加え、同表第五号の項中「地方自治法施行令第二百十条の十二第二項」を「地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号）第六条の規定による改正前の地方自治法施行令第二百十条の十二第二項」に改める。

附則第十一条中「平成二十九年度における」を「平成三十一年地方税法施行令等改正令附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十九年度における平成三十一年地方税法施行令等改正令第四条の規定による改正前の」に改め、同条の表第一号イの項中「第八条第一項及び」の下に「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下イにおいて「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第九条の規定による廃止前の」を、「読み替えられた」の下に「平成二十八年地方税法等改正法附則第三十七条の規定による改正前の」を加え、同表第五号の項中「同令」を「地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号。以下この号において「平成二十八年地方税法施行令等改正令」という。）第六条の規定による改正前の地方自治法施行令」に、「地方自治法施行令第二百十条の十二第二項」を「平成二十八年地方税法施行令等改正令第六条の規定による改正前の地方自治法施行令第二百十条の十二第二項」に改める。